

定例会でこんなことが決まりました

一般会計補正予算を可決！

今回は新型コロナウイルス感染症対策に関する予算を中心に、一般会計で補正予算（総額5億7,090万9千円）を可決しました。

令和2年度一般会計補正予算の主な内容

会計名	補正額	補正後の予算総額
一般会計	5億7,090万9千円	464億5,766万3千円

主な補正内容

- **コミュニティ助成事業** 250万円
((一財)自治総合センターコミュニティ助成事業の補助採択に伴う補助金の追加)
- **妊婦臨時特別給付金支給事業** 2,207万4千円
(令和3年4月1日までの出産予定の妊婦に対する給付金の追加)
- **学びの保障推進事業** 679万8千円
(学習指導員の配置等による追加)
- **小・中学校GIGAスクール構想推進事業** 3億4,839万9千円
(児童1人にタブレット1台を整備する備品購入費の追加)
- **たつのふるさと応援グルメ券発行事業** 1億5千万円
(事業の拡充による追加)

定例会で審議した案件

■ 市長提出案件	
同意案件 9 件	条例制定・改正 6 件
補正予算 1 件	契約の締結 1 件
その他 2 件	請願 2 件
■ 委員会提出	
意見書 2 件	■ 議員提出
	動議 2 件



臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症への不安を抱える妊婦を支援するため、令和3年4月1日までの出産予定の妊婦に対し、1人につき5万円の臨時特別給付金を支給します。

Q 支給対象の基準日を4月28日以降の出生とした理由は。

A 特別定額給付金の対象となる基準日が、4月27日時点で住民基本台帳に記載されている者であることから、それ以降の出生からとした。

Q 4月1日までの出産予定で、4月2日に出生した場合は対象になるのか。

A 予定日が4月1日であったため、対象になる。また、4月2日以降の出産予定で4月1日までに出生した場合も対象になる。

Q 生まれた日が1日違うだけで、不公平ではないか。

A 一定の基準を設けることは必要であり、学年区切りとして年度末までの臨時的な給付措置としている。

意見

妊娠初期の方の不安を軽減するため、また今後の第2波、第3波に備え、単年度の取組ではなく、継続的に取り組んで欲しい。



コロナによる人権侵害を起こさせない！

新型コロナウイルス感染症による人権侵害（差別・DV等）が懸念される中で、女性への支援が必要な案件に対応するため、相談業務経験のある女性職員を人権推進課に配置します。

Q コロナによる人権侵害（差別・DV）への相談対策についてはどのような考えか。

A 多様な相談に対応できるように女性相談員を増員し、相談員の研修等も重ねており、今後ともマンパワーの資質向上に努めていきたい。

また、相談体制としては、人権推進課で週4日間実施しており、健康福祉部と連携を取りながら相談支援を実施している。



▲民推協が作成した人権啓発資料「コロナに負けない! みんなのねがい」